

**解 説****4. 社会情報システムの動向****4.2 行政情報システム†**道 下 忠 行<sup>†</sup>**まえがき**

我が国の行政機関が、汎用コンピュータを最初に導入してから、すでに 30 年を経過し、コンピュータの発達との関連で、国の行政機関のすべて、自前あるいは外部委託の違いがあっても地方自治体のはほとんどが、コンピュータを利用している。

行政機関のコンピュータの利用状況については、「コンピュータ白書」、「地方自治コンピュータ総覧」など、多くの刊行物に掲載されている。しかし、一般の人々にとって、なじみのうすい行政情報システムの全体像をつかむことは困難と思われる。筆者は、元行政管理庁職員として「行政情報システム」に関係していたことから、公表されていない事柄も織り交ぜながら、行政情報システムの歴史、現状、課題などについて説明を加えることにしたい。

**1. 行政情報システム発展の経過**

「行政情報システム」あるいは、「情報」という言葉が、行政分野で使われたのは、昭和 40 年代に入ってからである。しかし、「情報システム」を語るとき、暗黙のうちに、コンピュータの利用を前提としており、情報処理の中に統計的集計を含めるならば、「行政情報システム」は、PCS（穿孔カード方式）からコンピュータへの移行時までさかのばる必要があるだろう。

**1.1 コンピュータの導入**

我が国の PCS 導入の歴史は、公式には大正 9 年の第 1 回国勢調査の集計に始まる。戦前、我が国の PCS は、官庁が RR（現 UNIVAC 系）、民間が IBM というのが大勢であり一若干の例外はあったが一、官庁のうちでも、人口統計を所管していた内閣統計局（現総務省統計局）が最も多く設置していた。

戦後統計局は、一時期 IBM を利用したが、再び RR

に戻り、昭和 35 年の国勢調査を迎えることになった。

一方、気象庁は、昭和 30 年ごろから、天気予報のコンピュータ化（数値予報）の検討をはじめ、33 年に、外務省などと共同利用することにして、当時、世界最高レベルといわれていた IBM-704 形を設置した。このころ、政府は、国産品愛用運動を推進しており、外国製コンピュータの輸入は、国産コンピュータでは処理不可能な場合に限るとされていた。しかし、数値予報は、当時、国産コンピュータでは処理不可能と認められ、輸入が許可された。

ついで、総理府統計局が、35 年の国勢調査の集計に IBM-705 形の利用を考え—アメリカでは UNIVAC-I による FOSDIC というマイクロフィルム方式を実用化していた—、輸入申請を行った。これに対し、政府は、国産機をもって代替可能になったならば、速やかに国産機に変更することを条件に、同機の輸入を許可した。

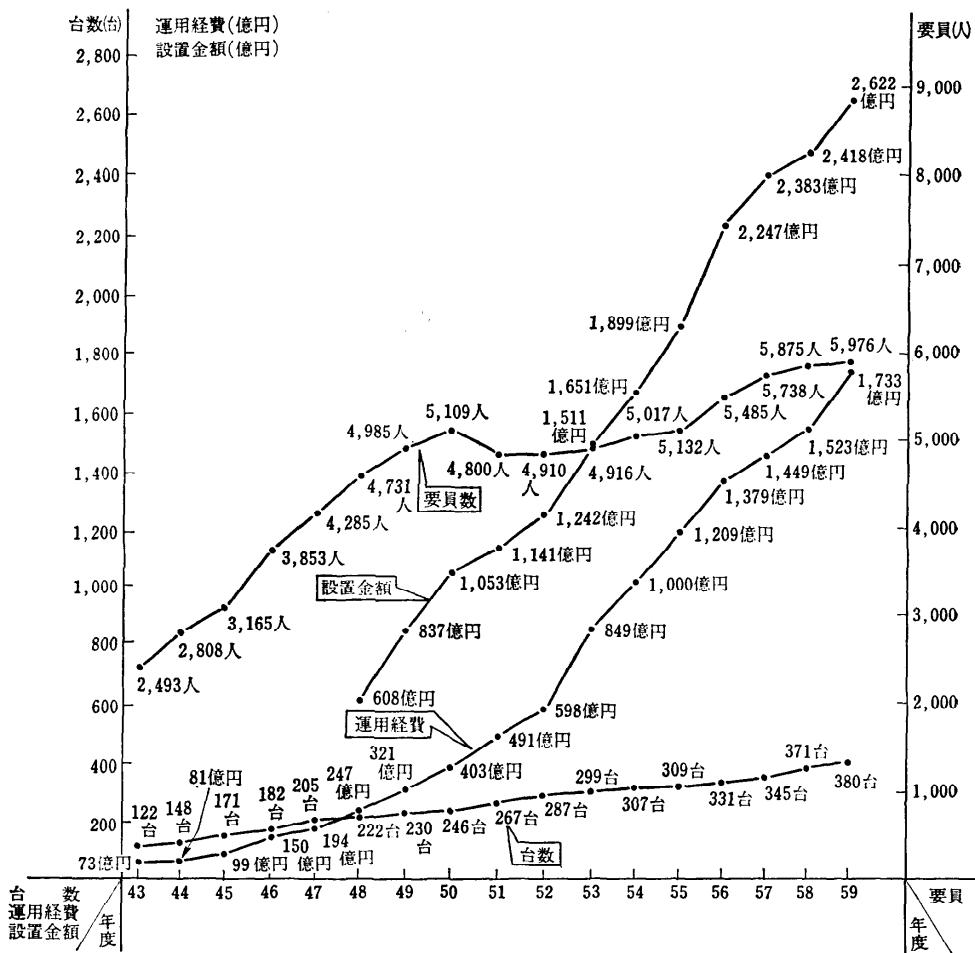
昭和 31 年、電気試験所（現電子総合研究所）が、ETL-Mark III を開発し、我が国の国産各社も、ようやく商品としてのコンピュータの生産を開始した。このころから、統計局のコンピュータ導入につづいて、各省庁の統計部門のコンピュータ導入計画が具体化はじめた。これと前後して、労働省、気象庁などでオンライン化の検討がはじめられ、昭和 40 年には、当時の就職情勢から労働省の労働市場システムがまず完成している。

国の機関のコンピュータの設置および利用状況は図-1 のとおりであり、380 台のうち、275 台がオンライン関連で、さらに、その 70% が直接のオンライン用機械になっている。

地方自治体では、神奈川県が昭和 36 年に IBM 導入を計画したが、国産機利用の指導を受け、昭和 38 年に HITAC-301 に変更導入し、つづいて、東京都、大阪府、愛知県が設置している（図-2）。市レベルでは、県よりやや早く、昭和 35 年に大阪市が UNIVAC-USSC を設置し、つづいて京都市（36 年、UNIVAC

† Information Systems for Public Administration by Tadayuki MICHISHITA (Department of Management Engineering, Faculty of Engineering, Tokai University).

† 東海大学工学部経営工学科



- 注) 1. 運用経費は、レンタル費、通信回線費、消耗品費、外注費等の経費であり、人件費、設備費等の経費は含まない。  
 2. 昭和 51 年度の要員数の減少は、郵政省(地方貯金局)の電算処理方式の変更(カードパンチ方式から OCR 方式への変更)に伴うものである。  
 3. 設置金額は、電子計算機買取金額(レンタル・リース契約によるものは、買取換算額)である。  
 4. 調査対象とした電子計算機は、汎用、ディジタル型で、かつ周辺機器を含む買取換算価格が 1,000 万円以上のものである。

図-1 国の行政機関における電子計算機利用の推移(総務庁「行政機関における電子計算機利用基本調査報告書」による。)

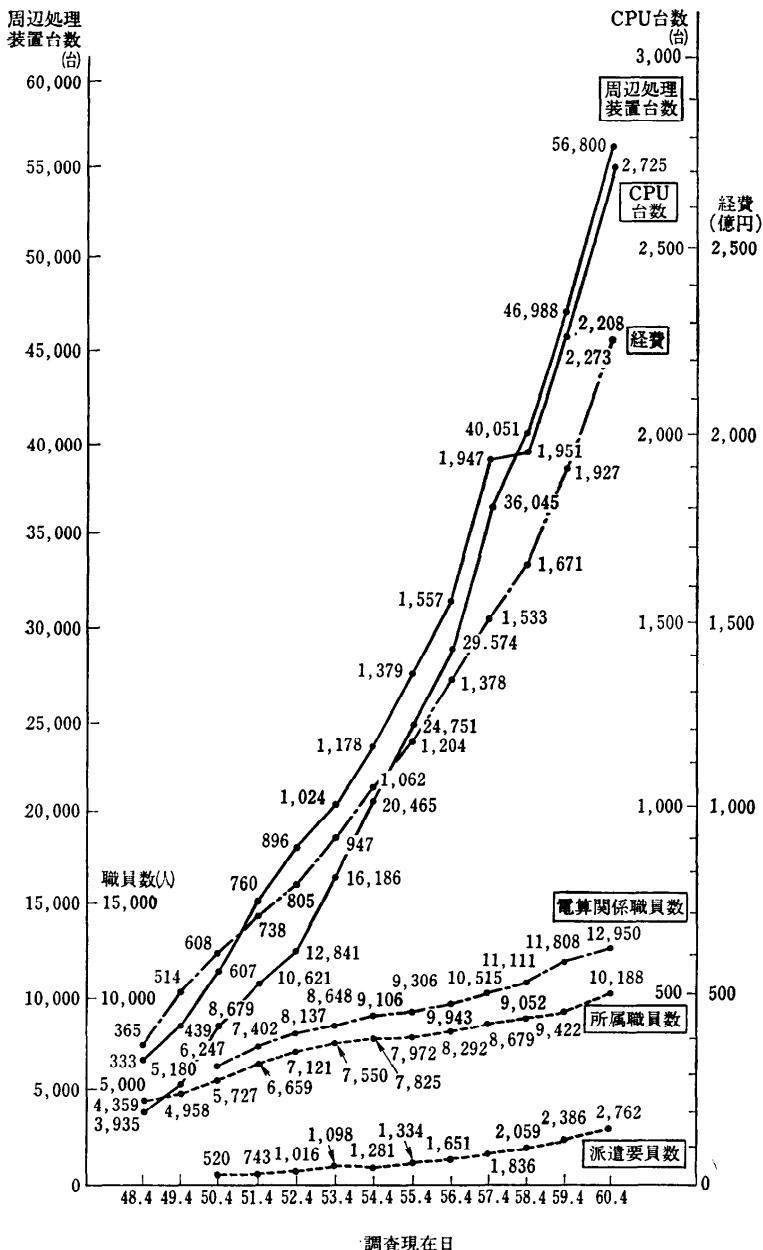
計算センター), 西宮市(37年, TOSBAC-4200)が導入している。40年代に入ると、特別区や大都市だけでなく、地方都市でも導入がはじまり、地方行政の分野でも、コンピュータの普及がようやく軌道に乗っていった(図-3)。

### 1.2 適用業務

世界の2大コンピュータ・メーカーである IBM と UNIVAC(旧名: レミントンランド→スペリーランド)は、共に PCS メーカーであったことから、コンピュータの適用業務も、PCS 適用業務の延長として採り

上げられていた。すなわち、行政分野においては、統計の集計、給与計算、料金調定、税務計算などのバックチ処理が中心であり、とくに、国にあっては統計、地方自治体にあっては税務が、業務量の大部分を占めていた。

これに対し、国産メーカーは、いずれも通信機器のメーカーであったことから、PCS カードではなく、紙テープ入力のコンピュータが作成され、一部の自治体では主要業務にも利用例はあったが、大量入力を必要としない研究所などで主に利用されていた。しかし、デー



注) 「58.4」～「60.4」のCPU台数には、パーソナル・コンピュータは含まれていない。

図-2 地方公共団体における電算関係機器・経費・職員数の推移  
(「地方自治コンピュータ総覧」昭和60年度版による。)

タの保管・整理(とくに分類と訂正)に難があり、経費の経済性の利点をカバーできず、カード化、オンライン化に吸収され、紙テープ・システムは消えていった。オンラインの適用業務は、40年の労働省の広域職

業紹介システム(労働市場システム)を皮切りに、45年ごろまでに、警察庁の犯罪手口照合システム、気象庁の気象予報システム、運輸省の自動車登録システムなどが完成し、つづいて、厚生省の国民年金業務、内閣調査室の情報検索システムなどがオンライン化されている。

地方自治体においては、北海道庁が、出納業務の迅速処理を目的に昭和45年にオンライン・システムを構築し、つづいて、46年に岩手県が、同様な目的でオンライン化をしている。

### 1.3 推進と調整

昭和25年度予算から、統計委員会(現総務省統計基準部)は、大蔵省に対し、統計調査の技術的側面について、集計業務すなわちPCSやコンピュータの導入の可否も含め、「意見書」を提出している。この意見書は、昭和27年に、統計委員会が行政管理庁に吸収されても、そのまま継続されていた。

しかし、昭和43年の閣議決定によって、行政管理庁が「電子計算機の高度利用を図るための総合調整を行うこと」になり、コンピュータ導入やその予算額の調整は、行政管理局行政情報システム管理官室(現参

事管室)が担当し、コンピュータによる情報システムに関して、同庁から「一般的意見」を大蔵省に提出していた。その後、50年からは、個別情報システムも含めて調整を行い現在にいたっている。また、同庁は、

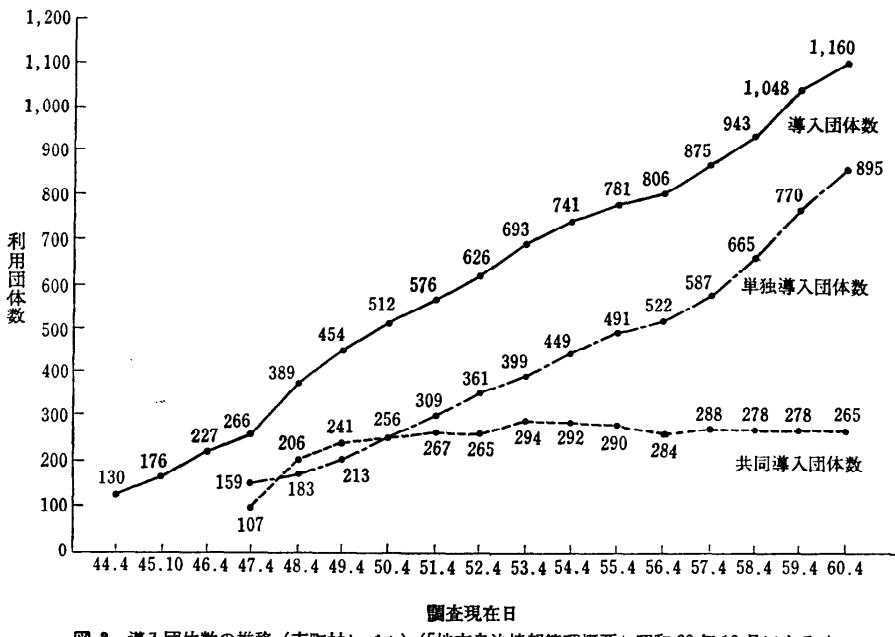


図-3 導入団体数の推移（市町村レベル）（「地方自治情報管理概要」昭和60年10月による。）

行政活動の効率化促進も所管しており、行政情報システムに関する諸問題、たとえば、「プライバシーの保護」、「データ保護」なども掌握している。

さらに、行政が情報社会に対応するため、各省においては、組織の再編成を行い、組織に「情報」という名称をつけるようになった。

その最初は、46年の運輸省の情報管理部であり、ついで47年には労働省が統計情報部、48年には、厚生省、農林省（現、農林水産省）が統計情報部、通産省が情報統計部を設置し、とくに、通産省では、同年に、機械情報産業局を設置している。

つぎに地方自治体については、昭和39年ごろから、自治省行政局振興課が、コンピュータの導入推進を行うとともに、広域行政化を指導している。これを受けた大阪府（39年）、静岡県（41年）には、コンピュータを共同利用する一部事務組合が設置され、現在では、組合24、協議会7、その他1で合計32の共同利用組織がある。

#### 1.4 研究活動

各種の国立研究所における数値計算については、早期にサービス・プログラムが整備されており、さらに、研究所員がソフトウェア・エンジニアを兼ねることから、コンピュータ利用は、比較的スムーズに行われていたが、一般業務については、法律・制度がからみ、技術的要員の確保の困難なこともある、情報シ

ステムの設計には多くの問題があった。

昭和38～42年に、行政管理庁が主催し、各省連絡会議の部会として行っていたコンピュータ利用の合同研究は、43年に、通産省に設けられた「電子計算機利用に関する技術研究会（利用研）」に移管され、現在に至っている。

「利用研」は、現在、工業技術院長を会長に、27省庁のほかオブザーバとして、最高裁判所、国立国会図書館、日本科学技術情報センター、日本電信電話（株）、警視庁、日本たばこ産業（株）が参加している。

委員63名、研究員337名で、図-4の構成によって研究が行われているが、研究内容は、目的が「電子計算機利用に関する技術」の研究であり、ユーザ側の立場からのものに限定されている。すなわち、アプリケーションの個別システムは、本来、個々のユーザにおいて開発されるべきであるが、たとえば、「人事情報処理」や「物品管理」などは、各省庁共通のシステムであり、共同開発によって、効率性、経済性の実現を期待して設置された組織である。

その研究成果は、「調査研究」と「開発研究」に区分され、毎年度「研究報告書抄録集」として同研究会から公表されているが、「調査研究」には報告書、開発研究については、各テーマごとに、報告書、仕様書及び操作説明書が整備されている。その総数は、昭和43～59年度に調査研究131件、開発研究は、延べ54

テーマとなっている。

「利用研」のように、コンピュータ利用について国の中央行政機関の横断的共同研究組織を持っている国は、少なくとも先進諸国ではなく、その成果については、外国からも注目されており、昭和47年からは、アメリカおよび西ドイツと定期的に研究員の交流が行われている。

「利用研」の研究成果は、以上述べたように膨大なものになるが、そのうち、最近の開発研究のテーマについて、その概要を述べれば、およそつぎのとおりである。

(i) データの論理性検証システム：処理プログラムから独立し、可能な限り多くの検証機能を備えた汎用性の高いデータの論理性検証システムを目指した論理設計。

(ii) リソースシェアリングシステム：各省庁に分散蓄積されている情報を相互に利用するためのシステムであり、昭和50～59年度で研究は終了している。内容は、プロトコルの論理設計、システムの設計、プログラムの開発などである。

(iii) アプリケーションシステム：このシステムは、とくに共通性の強い、統計の漢字出力、グラフ処理、行政情報ファイリングシステムを内容としている。

(iv) 日本語情報処理システム：このテーマは、文書情報の蓄積・検索、自然言語による質問応用、日本語によるデータ・ベース検索の各システムに区分されているが、60年度には、あらたに日本語インターフェースのシステム設計、実験システムの開発を行っている。

(v) 新技術応用システム：これはパターン認識技術、イメージ文書処理及びニューメディアに関するもので、イメージ文書処理については論理設計が終了している。

利用研のほか国の機関の開発研究としては、総務省(行政情報システム参事官室)に、「電子計算機利用の費用効果分析法」、「稼動分析法」、「ソフトウェアの開発・管理の効率化」、「システムのプロジェクト管理」、「ソフトウェアの品質管理」などの研究がある。

一方、地方自治体については、自治省行政局振興課がコンピュータ利用の指導に当っていたが、昭和45年に、財團法人・地方自治情報センターが設立され、研究活動の実際は、同センターに移管されている。

地方自治情報センターの研究内容は、毎年度の「事業計画」に公表されているが、いずれも応用研究であ

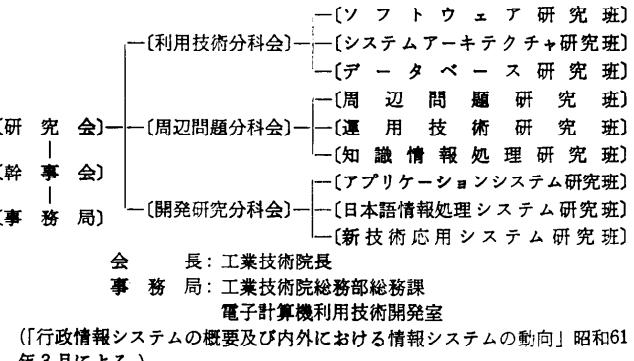


図-4 利用研組織図

り、最近の開発研究としては、「行政情報の総合的利用案内情報システム」、「空中写真による地理情報データベース化」、「地方公共団体における業務処理の簡易利用システム」、「中小都市における財務会計システム」などがある。

なお、行政情報システムに関しては、「行政情報システム研究所」が、国あるいは地方自治体、前掲の「地方自治体情報センター」が、地方自治体について、それぞれきわめて多岐にわたる調査研究報告を刊行している。

## 2. 行政情報システムの現状

一時期(昭和40年ごろ)、国とその出先機関及び都道府県、さらに市町村を網羅する行政情報システム構築の必要性が、一部の識者によって唱えられたことがあった。しかし、そのような情報システムは、各省庁の独立性とくに地方自治の独自性を侵害する恐れがあり、また、下級機関からみた場合、上級機関の統制強化になるだけで、得ることが少ないために、同一省庁、同一地方自治体内は別として、上述のような、国と地方自治体を一体とする情報システムは、今後も開発されることはないと思われる。

したがって、行政情報システムが、他省庁や地方自治体にかかる場合でも、それは、それぞれの機関の独自性を侵さない範囲内での特定情報の交換に限定されている。

### 2.1 国の機関

国の機関でのコンピュータ適用業務は、表-1に示すように、全体で97件におよんでいるが、このうち、統計処理関係が14件で、22省庁の約6割で行われており、コンピュータ利用が統計処理から始まったことを裏付けている。給与計算関係が8件で、各省庁中約

4割が利用しており、統計処理も含め、バッチ処理は、97件中23件で約24%、技術計算は、17件で18%、情報検索が13件で59%となっている。

以上に対し、行政機関相互だけでなく、対個人・法人を対象とする行政サービスシステムは、表-2のとおりである。これらをシステムの技術的特徴から捉えれば、気象関係システム、生鮮食料品流通システムがDDX回線を利用し、国土情報利用・管理システムと不動産登記システムがTSS端末をもち、法令検索システムはオンラインのバッチ処理を行っている。

## 2.2 都道府県

都道府県レベルでは、昭和60年現在、47団体で、大形84台、中形291台、小形575台の合計950台を設置しており、大形が1団体当たり平均1.8台、中形6.2台、小形は12.2台となっている。また、オンラインは46システムである。

適用業務は、給与、自動車税、起債管理、各種統計、森林計画は100%の団体、人事管理、資金・補助金事務、工事設計積算が97.9%、福祉資金事務が95.7%，法人事業税、法人県民税が93.6%の団体が対象業務としている(図-5)。

オンライン処理業務は、表-3のとおりで、公害関係、病院・医療関係、税務関係、上下水道制御関係、財務・会計関係、土木関係に区分されるが、これらは、そのほとんどが、対住民サービスというより、行政自体の効率化を目的としている。

## 2.3 市町村

現在、コンピュータ導入団体は、単独利用が特別区21、指定都市10、市399、町村465の合計895団体であり、共同利用が31市、234町村で、合計1,160団体は、全市町村の35.4%である。また、このうち、オンラインとバッチ処理併用は、特別36、指定都市91、市370、町村148団体であるが、市町村レベルでのオンラインシステムも、直接の住民サービスというより、行政自体の事務処理の効率化に重点が置かれている。

具体的な処理業務は、図-6のように住民税、固定資産税、国民健康保険税が、利用率90%以上で、ほとんどの利用団体が対象業務としている。いずれもバッチ処理、定期的、大量処理業務であり、40年ごろの急激な人件費の高騰により、臨時職員が集まらなくなつたことが大きな原因になっている。

市町村業務のうち、最も特徴的なのは「住民基本台

表-1 省庁別電子計算機設置台数及び主要適用業務

(昭和60年度末見込)

省 庁 名	台 数	主 要 通 用 業 務
公正取引委員会	1	情報検索
警察庁	6	統計、指名手配等照会、指紋照会、運転者管理
総務庁	3	統計、法令検索、給与共済
北海道開発庁	3	技術計算、工事費積算、給与共済
防衛庁	50	補給管理、技術計算、通信交換、気象
経済企画庁	1	統計、経済分析計算
科学技術庁	14	科学技術計算、給与共済
環境庁	3	情報検索、技術計算、統計、給与共済
沖縄開発庁	3	給与、人事管理、技術計算、海拔從事者免許登録
国土庁	2	給与、情報検索
法務省	18	犯歴票管理、出入国記録管理、供託金計算、入国審査、不動産登記
外務省	7	情報検索、会計予算管理、旅券発給、電信メッセージ交換、写植
大蔵省	21	統計、情報検索、予算・会計、資金管理、徵税
文部省	9	統計、情報検索、分析計算、技術計算
厚生省	19	統計、情報検索、社会保険、年金
農林水産省	22	統計、在庫管理、技術計算、情報検索
通商産業省	22	統計、分析予測計算、情報検索、技術計算、特許事務、輸出保険、JIS管理、鉱業権出願事務
運輸省	79	統計、分析予測計算、情報検索、技術計算、車検登録、気象、航空管制、海技從事者管理
郵政省	87	郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金、共済年金、固定資産計理、数理統計、電波監理、給与計算、医事、一般科学技術計算
労働省	12	統計、情報検索、技術計算、雇用保険、労災保険、職業紹介、給与
建設省	20	統計、技術計算、工事費積算、河川・道路管理、国土数値情報、会計予算管理
自治省	1	統計、情報検索
計	403	

(「行政機関における電子計算機利用基本調査報告書」昭和61年3月総務省行政管理局による。)

表-2 行政サービスシステムの概要

システム名	概 説 (目的)	情報提供の経路	システムの構成	システムの機能
気象関係システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 自然災害の予防・軽減、交通安全の確保、産業の興隆等公共の増進。</li> <li>◦ 気象業務に関する国際協力。</li> <li>◦ 気象・地象・水象等に関する観測その成果の収集・発表、予報・警報。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 本庁→地方中枢→測候所</li> <li>◦ 無線、ラジオ、TV、新聞、電話、キャブテン、刊行物</li> <li>◦ 全球通信システム(GTS)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 静止気象衛星</li> <li>◦ D+CDF 通信(Digital +Coded Data Fax)</li> <li>◦ マイクロ回線、DDX、専用線</li> <li>◦ GTS との接続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 解析予報システム</li> <li>◦ 気象資料自動編集中継システム(ADESS)</li> <li>◦ 地方気象資料自動編集中継システム(L-ADESS)</li> <li>◦ 地球気象観測システム(AMeDAS)</li> <li>◦ 気象衛星資料処理システムなど</li> </ul>
生鮮食料品流通システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 需給の均衡と価格の安定。</li> <li>◦ 产地における生産、出荷及び卸売市場における市況等の情報を収集・処理し、行政機関、生産者、出荷団体等へ提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ オンラインで、行政機関、生産者、集出荷団体等、卸売業者、小売業者、大口需要者等へ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ デュプレックス構成のオンラインシステム</li> <li>◦ DDX 回線</li> <li>◦ センターのコード情報を FAX に出力する画像変換装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 集配信方式</li> <li>◦ 1対1通信方式</li> <li>◦ 一斉通信方式</li> <li>◦ 照会方式</li> </ul>
特許事務総合機械化システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 特許情報をすべて電子ファイル化し、審査・事務処理、民間への情報提供をすべてコンピュータ化。</li> <li>◦ サービスシステムとして PATOLIS をとり上げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 特許庁→JAPATIC→利用者→INPADOC→海外へ→資料館、地方閲覧所→発明協会→利用者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ ペーパーレスシステム(構築中)</li> <li>◦ PATOLIS オンライン通信サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ PATOLIS 検索サービス</li> <li>◦ PATOLIS 照会サービス</li> </ul>
雇用情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 雇用情報関係業務を機械化したオンラインシステム。</li> <li>◦ 求人・求職者に対し、賃金、労働市場に関する情報の提供と適切な助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 労働市場センター→都道府県庁→公共職業安定所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ デュプレックス構成のオンラインシステム</li> <li>◦ パケット交換網</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 雇用保険トータルシステム</li> <li>◦ 雇用情報システム</li> </ul>
統計データ関係システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 都道府県における統計情報の利用、加工分析等を促進。</li> <li>◦ 集計の効率化、迅速化のために都道府県から統計データを収集。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 統計局→NTT→実施県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ DEMOS の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 統計データ検索機能</li> <li>◦ 加工分析機能</li> <li>◦ 統計所在源検索機能</li> <li>◦ 統計情報収集機能</li> </ul>
国土情報利用・管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 土国開発に重大なインパクトを与える膨大な量の国土情報を一元的に管理し、国土開発計画立案者などへ適切・適時に提供するシステム。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 國土庁→國土庁内→行政機関、教育・研究機関等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ TSS によりグラフィック端末等による利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 國土数値情報管理システム</li> <li>◦ 國土数値情報データベース</li> <li>◦ 対話型検索・加工分析支援システム</li> <li>◦ 大量データ加工分析支援システム</li> </ul>
不動産登記システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 申請人に対するサービス向上を図るために、不動産登記事務のコンピュータ化(バイロットシステム)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 情報センター→登記所→申請人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ TSS による端末利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 甲号事件処理(権利表示に関する登記)</li> <li>◦ 乙号事件処理(謄抄本作成、通知書作成)</li> </ul>
法令検索システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 現行法令、改廃経過、判例に対する検索システム。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 総務庁→各省庁の利用者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ バッチ処理による利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 現行法令検索システム</li> <li>◦ 改廃経過検索システム</li> <li>◦ 判例検索システム</li> </ul>

(「行政情報システムの概要及び内外における情報処理の動向」昭和61年3月、行政情報システム研究所による。)

帳制度」にもとづく住民記録業務である。この業務は、データ・ベースと TSS の利用を理想とするが、現在のところでは、住民記録を対象業務としている約 2,000 団体のうち、オンラインは 481 団体、データ・ベース利用は 256 団体にすぎず、今後、急激な増加が予想される。

また、住民記録（台帳）から作成される各種証明書の受付・交付業務を主とする窓口業務は、現在のところ、「オンライン化されていない」、「すべての業務に精通した職員が不足」などの理由から、完全な「総合窓口制度」をとっているところではなく、ある程度集約された「個別窓口制度」となっている。

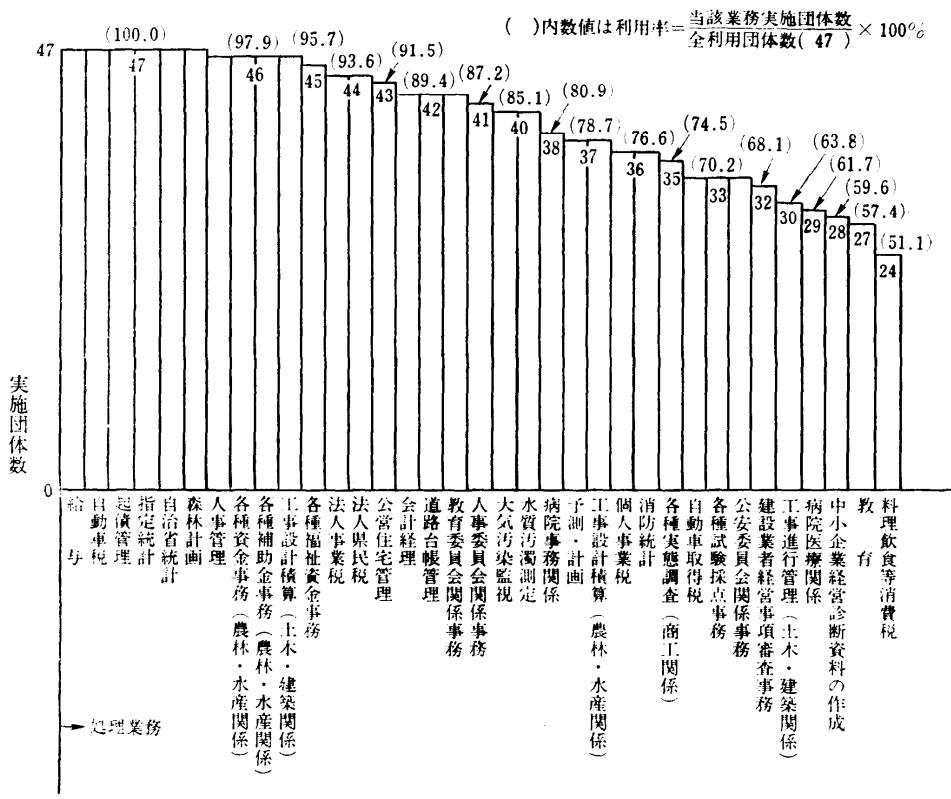
さらに、市町村の窓口業務に、ニューメディアを利用することについては、印鑑登録証明事務において、イメージ処理の必要から、印影読み取り装置や専用のファクシミリがすでに開発されており、行政情報システム研究所では、LAN や VAN を行政分野で利用することについて、「行政機関における LAN 導入のモデル

構築と効用および社会的影響」、「VAN の機能形態と行政機能の効率化」に関する二つの調査研究報告書を 61 年 3 月に発表している。

### 3. 今後の課題

行政管理庁（現総務省）は、多くの閣議決定、閣議了解、事務次官申合せなどにより、国だけでなく、地方自治体も含め「行政情報システム」の開発、普及のための施策を講じてきている。

- \* (1) 政府における電子計算機利用の今後の方策について（昭和 43 年 8 月 30 日、閣議決定）
- (2) 行政サービスの改革について（昭和 55 年 9 月 16 日、閣議決定）
- (3) 情報提供に関する改善措置等について（昭和 55 年 5 月 27 日、閣議了解）
- (4) 行政改革の推進に関する当面の措置について（昭和 56 年 12 月 20 日、閣議了解）
- (5) 行政情報システム名省庁連絡会議の設置について（昭和 58 年 6 月 20 日、事務次官会議申合せ）
- (6) 臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（昭和 58 年 5 月 24 日、閣議決定）
- (7) 行政改革に関する当面の実施方針について（昭和 59 年 1 月 25 日、閣議決定）



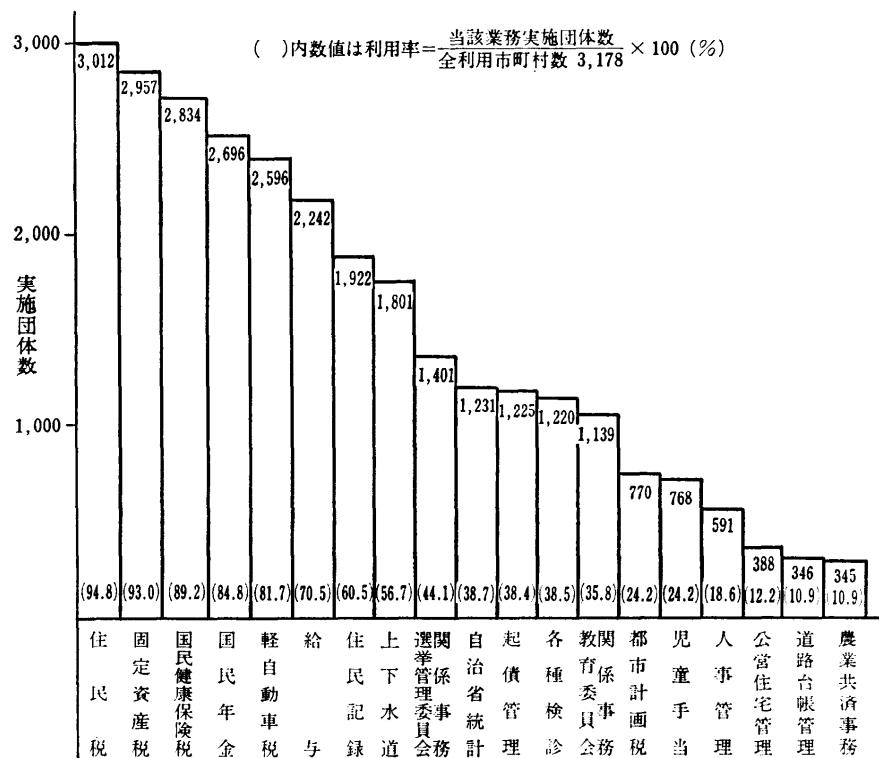
（出典：図-3 と同じ）

図-5 主な処理業務

表-3 主なオンライン処理業務一覧

① 公害関係	薬品管理統計表作成 処方箋作成 薬品発注書作成 検査関係	③ 税務関係	歳入状況照会 資金運用状況照会 現金運用状況照会 物品管理
大気汚染測定監視 気象状況測定監視 警報表示 煙道排出ガス測定監視 汚染状況統計解析 他団体とのデータ交換 燃料使用量測定監視 水質汚濁測定監視 放射線測定監視 事前防止対策資料	検査指示 検査統計表作成 検体検査データ照会 検診データ収集 検査スケジュール表作成 患者登録検索	納税証明書発行 納付書発行 収納データ収集 消込み処理 滞納状況照会 異動処理	起債管理 収支日計表作成 予算配当
② 病院・医療関係	予約登録、スケジュール 給食関係	④ 下下水道制御関係	⑥ 土木関係
窓口料金計算 診療報酬関係 レセプトデータ蓄積 診療統計表作成 診療内訳表作成 薬品管理関係	給食報告書作成 材料発注書作成 資器材等表示 救急医療	機器の監視制御 データ自動計測制御 日報作成 異常対策指示 薬品注入制御	土木工事進行管理 指名落札状況把握 予算台帳管理 土木工事設計積算 単価表作成 ダム監視制御 雨量水位測定観測 表示及び記録
		⑤ 財務・会計関係	
		収支データの集配信 予算執行状況照会	

(出典: 図-3に同じ)



(出典: 図-3に同じ)

図-6 主な電算処理業務

とくに、昭和 59 年 1 月の「行政改革に関する当面の実施方針について」(閣議決定)では、すでに(昭和 58 年 6 月 20 日)、「行政情報システム各省庁連絡会議」が、「企画機能の充実」のために決めている次の事項、

- ① 行政における事務処理の一層のシステム化とシステム運営の効率化の促進
- ② 行政情報のデータベース化とデータの総合利用の促進

- ③ 行政情報通信網の整備・高度化の推進
- ④ 各種情報・通信機器の総合的、計画的活用
- ⑤ データ保護、データ・プライバシー保護対策の推進

⑥ 安全対策、要員対策、その他の関連事項の推進を改めて検討課題と決め、「OA 等事務処理の近代化」については、

① OA 化の推進体制の整備、OA 化の推進のための現行制度の見直し等、OA 化の具体的推進方策の検討を行う。

② 行政機関における OA 機器の利用現況、導入計画、利用上の問題点等を把握し、OA 化の推進に資するため、実態調査を行う。

③ 上記①及び②に基づいて、今後、OA 化の推進に関するガイドライン等を作成し、行政機関における OA 等事務処理の近代化の推進を図る。

を実施し、さらに「共通的な行政制度の在り方」に関しては、

#### ① 行政情報の公開

文書閲覧窓口の利用状況、文書管理に関する職員の意識等の把握を行い、閲覧窓口制度の整備、文書管理の適正化等、行政運営上の改善に関する具体的方策をさらに推進する。また、制度化の問題についても、研究体制等を整備し、引き続き検討を進める。

#### ② 行政情報の保護

行政機関の保有する個人データの保護について、法的措置を含め制度的方策に関する具体的検討を引き続き行う。の検討などを決めている。

今後の課題としての問題点は、以上にすべて含まれていると思われるが、これらに関連する研究は、行政機関自体でのほか、船舶振興会、自転車振興会などから補助金をうけ、関連する多くの機関が研究をつづけている。

## むすび

以上、「行政情報システム」について述べてきたが、対象が広大すぎて、十分その意を尽くせなかったことを遺憾に思っている。しかし、総務省、「利用研」をはじめ、多くの研究機関が、外国の関係機関と連絡をとりながら、研究を推進しており、その成果は、すべて公表されている。もし、より詳細なことを知りたい場合は、「参考文献」の研究機関に照会されれば、資料の入手は可能と思われる。

なお、「OA」については、情報システムとは異なる概念であるとの立場から、あえて触れないことにした。

## 参考文献

- 1) 日本経営情報開発協会編「コンピュータ白書」(69, 70 年版), コンピュータ・エイジ社.
- 2) 日本情報開発協会編「コンピュータ白書」(73 年版), コンピュータ・エイジ社.
- 3) 日本情報処理開発協会編「コンピュータ白書」(76, 79, 84-85, 86 年版), コンピュータ・エイジ社.
- 4) 自治大臣官房情報管理官室編「地方自治コンピュータ総覧」(昭和 60 年度版), 丸井工文社.
- 5) 行政管理庁「日本統計制度再建史」(記述編, 資料編) (昭和 37 年 3 月).
- 6) 行政情報システム研究所「行政情報システムの概要及び内外における情報処理の動向—昭和 60 年度調査資料編一」(昭和 61 年 3 月).
- 7) 自治大臣官房情報管理官室編「地方自治情報管理概要」(地方自治情報センター, (昭和 60 年 10 月).
- 8) 行政管理庁編「行政管理庁」行政管理庁 (昭和 59 年 6 月).
- 9) 行政情報システム研究所「地域社会における行政サービスの改革に関する調査研究報告書」(昭和 61 年 3 月).
- 10) 行政管理庁「行政情報システム関係業務の概要」(昭和 59 年 7 月).
- 11) 総務庁「行政機関における電子計算機利用基本調査報告書」(昭和 61 年 3 月).
- 12) 電子計算機利用に関する技術研究会「研究報告書抄録集(昭和 59, 60 年度)」(昭和 60 年 5 月・61 年 5 月).
- 13) 利用研「60 年度研究成果および昭和 61 年度研究方針(案)」(昭和 61 年 6 月).
- 14) 工業技術院電子計算機利用技術開発室「電子計算機利用に関する技術研究会研究成果リスト」(昭和 60 年 8 月).
- 15) (財)地方自治情報センター「事業計画(昭和 60, 61 年度)」(昭和 60 年 2 月, 61 年 2 月).

(昭和 61 年 6 月 18 日受付)